



第八卷 第二號

大正十二年四月一日發行

(通卷第三十號)

研 究

維新前後に於ける外國貿易に就いて(上)

文學博士 石 橋 五 郎

一

明治維新前後に於ける我國の最大問題は、言ふまでもなく開國即ち外國との通商である。幕末より明治初年に互る朝野の事物は、悉く此開國なるものを中軸として動いて居たのである。従つて之を歴史的研究の上より見れば、勿論此開國に關する研鑽が頗る盛であつて、當時の事情も殆んど遺

憾なきまでに明かにされて居る。然し仔細に之を觀察するに、此開國に關する從來の研究なるものは、多くは政治的、外交的方面に専らにして、開國即ち開港後の外國貿易其物に就いては、研究調査が頗る乏しいのである。開國に至るまでの諸種の論議や、外交上の應接や將た之に伴ふ政治上の事變等に關しては、實に微に入り細を穿つて研究せ

られて居るが、斯くして開港せられし後の貿易の實際は如何なりしか、又之が我國の國家社會に及ぼせし影響等に關しては、予の寡聞なるやも知らざれども、其研究の寥々たるは寧ろ不思議な位である。既に刊行せられたる日本商業史若くは日本經濟史中此の問題に觸れて居るものは甚だ少なく偶ありとしても甚だ粗略にして、唯貿易に伴ふ通貨問題が稍多く論議せられて居るに過ぎぬやうである。

此現象は如何なる事由に基くものなるか、種々の理由もあるべけれども、其一は此幕末の外國貿易に關しては、其實際を徵すべき纏りたる内國の史料が比較的乏しいことも與つて力あること、思ふ。蓋し幕末に於て外國貿易の實際に關與せし人は開港場の商人の外、神奈川・長崎・箱館の奉行である。されば當時の外國貿易の正確なる資料は此等の人々によりて傳へられねばならざるに、商人

側よりは到底多くの資料を望む能はず、他方開港場の奉行なるものは一般に其交迭頗る頻繁にして太田久好著「横濱沿革誌」に據るに、神奈川奉行の交迭は殆んど數ヶ月毎に行はれて居る。斯の如き状態なれば此等の奉行によりて殘されし資料は概ね幕府若くは外國人との往復文書のみであつて、外國貿易の組織的報告若くは記述は甚だ稀であるやうである。近時瀧本博士の手によりて刊行せられし大藏省編纂の「日本財政經濟資料」第三卷・第七卷には、共に外國通商の項あるも、貿易に關する諸法令のみにて、貿易の狀況を正寫せるものはないのである。

以上は幕末の史料に關するものであるが、維新後と雖も明治五年頃迄は、外國貿易に關する資料は斷片的であつて、貿易統計の如きも各開港場に於ける運上所の作成せるものは不確實不精密にして、十分に參考とするに足らぬのである。是は言

ふ迄もなく當時維新の騒亂を去ること遠からず、百事草創に屬し、税關事務も不整頓なりしかば、亦止むを得ざりしことと思ふ。

茲に於て自分は此幕末及び維新直後の外國貿易を、研究するには、寧ろ専ら外國の資料に據る事の便利にして、而かも比較的正確なるべしと考へ此時代に於て我國に駐在せし英米の領事公使等の報告を蒐集した其重なるものは英國に在りては

Commercial Reports from Her Majesty's Consuls in Japan.

Reports by Her Majesty's Secretaries of Embassy and Legation on the Manufactures, Commerce & c.

にして、即ち所謂青書(Blue Books)である。米國の分は

Diplomatic Correspondence.

Commercial Relations.

Papars Relating to the Foreign Relations of

U. S.

であつて英米とも横濱開港後殆んど各年に互つて居る。仍つて此等を主たる参考書となし、他に内外の史料を參酌し聊か研究した結果が本編である

二

寛永十三年徳川家光が我商舶の異國渡海を禁じたるより、安政の初年に至る二百餘年間は、所謂鎖國時代にして、唯長崎に於て蘭人・支那・朝鮮の商民に對してのみ互市を許せしことは人の知る所である。然しながら此間の貿易なるものは、名は貿易なるも、現今の意義とは大に其性質を異にして居つた。即ち、

(一)貿易は嚴重なる制限貿易であつて、幕府は其取引すべき物産を制限せしのみならず、年々の額をも定め、而かも正徳五年以後は漸々其額

を減じ、以て幕末に及んだのである。

(二)取引の方法は敢て貨幣の媒介によるものに非ず、彼の輸入し來れる物資に對し、我は勝手に評價し、之に相當する國産を與ふるにありて、一種の物々交換に過ぎなかつたのである。

此二大特色は略長崎貿易に一貫せる制度であつたと言つてよいのである。然るにペルリ來航以後幕府は諸外國と諸種の條約を締結し、安政四年八月和蘭と結びたる「追加條約」第五條に於て、從來の制限貿易制を撤廢することを約し、又翌安政五年六月米國と結べる「亞米利加條約」第五條に於て貨幣を媒介として貿易し、彼我の貨幣の流用を認めたのである。故に安政六年神奈川・長崎の開港と共に函館を加へ、此三港にて行はれたる貿易は、所謂自由の貿易の筈であるが、然し其跡より見れば、長崎に於て二百餘年間馴致せられたる二大特色が幕末の貿易に在りても其現はれ方は異なれど

も、依然として大なる影響を與へ、我國をして大に不利ならしめたことを認むるのである。極端に言へば幕末に於ける我國の外國貿易なるものは、長崎に於ける唐蘭貿易の制度乃至之が爲め養はれたる朝野の貿易に對する偏見若くは無識に依りて畫かれたる胡蘆なりと云ふことが出來るのである。今其次第を次に述べよう。

安政六年神奈川開港以後の我國貿易の狀況につきて、最も濃く彩けられて居ることは、其貿易が依然として制限貿易であることである。而かも其制限なるものは殆んど今日の經濟思想と相反して輸出に對しては可なり嚴重に行はれ、成るべく之を抑壓し、輸入に對しては寧ろ寛容であつたことである。而して此事が不測の大海を明治維新後迄與へて、我國民は久しく之が爲めに苦んだのである。

横濱以下の諸港が開かるゝや、幕府は諸外國と

自由に貿易をなす主義を認めながら、種々の名義にて輸出品の制限を試みた。即ち武具・金銀・銅・米・麥等は條約により其輸出を禁じ、或は制限を設けた。又煎海鼠・乾鮑・鱧鱈・石炭等を御手捌品と稱し唯外國船舶所用の分丈を賣り、之を一般貿易品としての輸出を許さなかつた。此他江戸廻品と稱するものあり、雜穀・水油・蠟・吳服・絲(生絲)等は神奈川に積出す前に一旦江戸へ積廻し、府内の需要を充し其餘を輸出せしめたのである。即ち幕府は種々の手段により貿易に干渉し、輸出を少からしめんとしたのである。茲に於て横濱以下諸港在留の外商或は領事等は之に之に苦み、中には是れ條約に違反せるものなりとして公使に訴へ、公使は屢々幕府に抗議したのである。殊に當時我國の最大輸出品たる生絲が、江戸廻品たるが故に神奈川に積來る量少なく、元治元年十月神奈川駐在の英國領事ウインチェスターが公使オールコックに報

告せし所によるに、當時三ヶ月間生絲は一俵も神奈川市場に現はれなかつたと云ふ事である。幕府の束縛が可なり手厳しかつた事が窺はれる。加之オールコック公使が領事の此の報告に添えて、本國外務大臣ラッセル卿に呈せし書翰に據るに、當時幕府には更に進んで生絲の專賣制度を施さんとするの企ありしが如く、即ち幕府は十人乃至十五人より成る江戸の商人の組合に命じて生絲貿易を獨占せしめんとせしと云ひ、此の如んば是れ歐米列國が曩に清國に於て苦楚を嘗めたる公行(Compulsory)貿易が再び日本に出現するものにして由々しき大事なりとし、蘭國公使と協力して幕府に迫り遂に之を止めしめたと報告し、是れ同年行はれたる下關砲撃の効果の一なりと附言して居る(青書一八六四年度)。略同様の事を米國の公使ブルューンも亦本國へ報告して居る(Diplomatic Correspondence 1875)。然し是より後と雖も當分幕府は

生絲貿易牽制の手を緩めなかつたのである。

生絲の外煎海鼠・乾鮑・鱧鱈等の所謂俵物が御手

捌品として自由の輸出をなし得ざりし事は、亦外商等の大に苦痛とした所であつて、殊に函館の如く殆んど此等の水産物のみが輸出品たる港に於ては、假令開港せられても貿易の實なく、元治頃迄の函館駐在の英國領事の報告には、函館奉行は徒然の餘り僅かに一週一度奉行所に現はるゝのみなりと記して居る。従つて之に就ても英公使等は屢々其制限撤廢方を幕府に迫つたのである。

要するに神奈川開港以後六七年間は、幕府が大に輸出貿易を抑壓し、外國の公使・領事等は之に對して抗議すると云ふことが、外交上の重なる仕事であつて、民間には其抑壓の下に各港共盛に密貿易が行はれたのであつた。殊に函館の如きは前記の如く俵物は制限品なるが故に、生絲を本州より輸送し來り、之を輸出したるが、幕府は津輕海峽

に於て之を扼し、自由に函館へ送らしめざりしと云ふ。

されば慶應元年同港の英領事ヴァイスの報告によれば、「函館の全貿易は殆んど密貿易なり」と云ひ、又「税關吏は夜陰外人の家に來りて禁制品たる銅を賣る」と記したるは(青書一八六五年度)、假令多少の誇張あつたとは云へ、稍當時の事情を窺ふに足ると思ふ。同様の事を同年の長崎駐在の英領事ガワーも報じ、英公使パークスは之により本國へ「長崎の貿易額は官府に届け出でらるゝものゝ外別に約五割の密貿易あり」と云つて居る。(青書一八六五年度)

幕府の此制限に就いて、今日の經濟思想より見れば笑ふべき處置に出でたるは、幕末に於ける蠶卵紙輸出の件である。是より先き歐洲にては、西曆一八五〇年(嘉永三年)頃より蠶病の流行あり、文久元治の交は佛伊の蠶業は殆んど全滅の悲運に

際會せしかば、彼等諸國は先づ印度・支那より蠶卵紙を輸入し、飼育したるも、失敗に終りたり。仍りて更に我國のものを輸入せしに、能く彼地の氣候に馴化し發育することが出來た。彼等が初めて本邦の蠶卵紙を輸入せし頃は、幕府より好意を以て寄贈せしが如く、外務省引繼古文書（東京大學史料編纂掛所藏）文久三亥八月十五日附御勘定奉行と外國奉行と應答の文に據れば、文久元年十一月幕府は佛蘭西公使の乞により蠶卵紙二十枚を寄贈し、又此の文久三年神奈川駐在季滯生岡士（領事）の爲めに三枚を贈ることを記して居る。「蠶史」には別に貿易（密貿易か）により早く既に彼地に出でたるを傳へて居る。

何れにしても我蠶卵紙は、歐洲に於て完全に飼育せらるゝに至りしかば、歐洲の需要翕然として我に嚮ひ、内外商は之を輸出せんとしたが、幕府は例の制限主義に因りて蠶卵紙は生絲の元にして

貿易品に非すと稱し、嚴に輸出を禁じた。茲に於て神奈川在留の外國領事等は頻りに神奈川奉行に迫り、之を許可せんことを要請し、奉行等は幕府との間に立ちて非常の苦境に陥り、元治元年八月神奈川奉行土岐大隅守・白石下總守は蠶卵紙輸出解禁意見を幕府に進言した。其一節に曰く、

彼方望みに任せ蠶卵紙御渡し相成候方、生絲輸出高減じ候一廉にも可相成云々、（横濱開港五十年史所載文書）

とあり、今日の經濟思想を以てすれば、製品たる生絲輸出を減するの虞あるが故に、寧ろ蠶卵紙の輸出を禁ずべしとするにあるに、當時の神奈川奉行が全く反對なる經濟思想を有し、之を幕府に進言するに至りては驚くべきことと言はねばならぬ。而かも幕府は其進言に聽き、他方諸外國の壓迫に堪えず、遂に之を許したのである。

斯く幕府が我國産の輸出に制限を加へたるは如

何なる理由に基くものなりやと云ふに、一は當時開國に對する朝野の反對あり、之が銳鋒を避けんが爲め出來得る丈貿易を抑壓したものであるが、其の最大原因は長崎以來養はれたる國産保護の思想に出でたるものである。

然し之を我と異なる經濟觀を有せる外人より見れば、何故に日本が其國益となるべき輸出に束縛を加ふるや了解に苦しみし處であつて、仍りて彼等は幕府の輸出制限を以て、幕府が貿易の獨占(モノポリー)を以て利益を壟斷せんが爲めなりと解し、國內の動搖も畢竟之に對する諸侯國民の不平に基くとした。「開國起源」卷下に掲げたる英國公使アールコックの意見書に曰く、

(上略)交易の上に付て政府甚禁限を加ふれば、其關預せざる人民其利に沾被することを得ず、極て困難の人民多くして、獨り己れ富利を專にするは甚正理に違へり、五ク年以來唯大君の港

を開き一人の利となし、餘所の民人其甘滋を興り嘗るを得ず、諸侯各封所産綿蠟茶油の類自ら官港に來る、官の手を経ずして交易し其利を得る事あらば、決して今の如く人心動搖怨營するに至らざるべし。(下略)

とあり、此文「開國起源」慶應二年の條下に載するも之れ恐くは誤ならん。當時の英公使はパークスにしてアールコックに非ず、文中開港以來五年の記事より見れば恐くは文久三年乃至元治元年の頃ならんか。

之と略同様の事を慶應元年米國公使ブリューイも本國に報告して居る。彼は曰く、予の久しく抱持せる意見に據れば、帝國國內の騷亂は大名等が現時大君によりて全く獨占せらるゝ貿易上の利益に均霑せんとする煩悶より惹起せらるゝなり。(Diplomatic Correspondence

尤も彼等と雖も輸出制限の他の理由をも認めざりしには非ざれども、寧ろ此の最後の理由に重きを置きしものゝ如くである。

斯くして束縛せられたる輸出も幕末に及んでは漸次其制限を撤廢せられ、慶應元年煎海鼠・乾鮑・鱈鱈等に關する禁令を解き、同年亦蠶卵紙の輸出も許されたり、生絲も初めは悉く江戸廻なりしが後には産地に於て検査を受け直接横濱市場へ送り得るに至つた。唯幕府が神奈川奉行の進言に聽き蠶卵紙の自由輸出を許せしことは、大なる失敗にして、蠶卵紙其自身は幕末より明治初年に互り非常なる高に上り、横濱の輸出丈にても慶應三年には七十五萬枚、明治元年には二百萬枚、同二年には百四十萬枚、同三年には百三十萬枚の多きに及び、數年前僅かに數枚の輸出を惜みたるに比すれば、非常なる差異なるも、是れ明に濫出にして、之が爲め明治二年頃より内地生絲の品質を粗惡な

らしめ、而かも佛伊の蠶業は之によりて恢復したるが故に、我生絲貿易を一時大に阻止するの結果となつたのである。

次に幕末に於て輸入貿易は寧ろ寛容なりしこと夫より生じたる影響に就いて述べんに、幕府は神奈川長崎等を開くに當り、安政五年米國使節ハリスと結びたる亞米利加條約添冊貿易章程第七則に於て輸出入稅率を定め、輸入稅率は最高三割五分最低五分普通商品二割となした、是は當時に在りても明かに保護關稅で、輸入防遏の性質を有して居る。然し之は幕府の自發的のものでなく、ハリスの教ゆるまゝに斯く定めたものである。ハリスが斯く高率の輸入稅を幕府に教へて通商條約を結べるを以て、諸書多くはハリスの厚意に歸するも自分は此他に、寧ろ當時米國に於て行はれ居たる關稅率の影響であると思ふ。蓋し米國は西曆一八四六年來ウォルカーの關稅改革以來、輸入稅は輕

減せられしとは云へ、其税率歐洲諸國の夫に比すれば頗る高く、平均従價二割五分一般貨物は従價二割にして、恰もハリスが我國に致へたる税率である。(一八五七年三月米國は更に低減して平均従價二割となつた) ハリス我國に通商條約の締結を強要せしも、本國關稅率の手上上範を本國に取り稅率を高めて保護色彩を帶ばしめたものと思ふ。然し當時の幕府は此關稅の重課を以て内地産業保護に在るの理を了解せず、輸入に對しては寧ろ無頓着のやうであつた。茲を以て文久二年五月竹内下總守等が英京に於て所謂倫敦約定を結び、輸入稅を凡て五分に輕減せし時、恐くは之が將來如何なる影響を與ふるやに就いて、到底今日の爲政者が考ふる如く重大とは考へざりしことと思ふ。

兎に角幕府は輸出を束縛せしに反して、輸入に對しては最初より自由であつて、輸入品に就き條約を以て禁制せしは僅かに阿片のみにして、武器

は安政四年八月に締結せる和蘭追加條約以下の諸國との條約にて、唯政府のみ輸入するを得と規定せるも、安政六年己未六月二十日附の達には、

各國舶來の武具類開港場へ見本爲指出置候間、萬石以上以下諸家陪臣に至る迄買請候儀不苦候

(舊政府御達留四十、日本財政經濟資料第七卷)

とあり、殆んど無制限である。其他に於て輸入の禁制品はなく、輸出の束縛に比すれば頗る寛容である。又英領事等の報告に従へば、幕府は輸出稅の外種々の名義にて課稅をなすも、輸入品に對しては入國後殆んど課稅せられず、支那貿易よりも遙かに便なりと云つて居る。然し幕府が輸入に對し寛容なりしことが、後年非常なる大害を國民經濟生活の上に齎し、殊に關稅率輕減の件は其の影響を明治末期迄及ぼして居る。否其影響は條約締結後幾もなくして現はれ、我國の棉花は文久年間迄は寧ろ重要輸出品であつたが、幕末に及んでは

既に支那より輸入せらるゝに至つた。是元より曩に我棉花の輸出せられしは、米國南北戦争の爲め其の價格の騰貴せるに因る一時の現象なりとは云へ、外國棉花の輸入が倫敦約定に基く關稅の低下に在ることは事實であつて、當時の英領事も認め居る。

又之を一般商品の上より見れば、幕末に於て輸入稅が原料より精製品に至るまで一率に五分であつたことが、精製品の輸入を促進し、之が爲め幕末に於て我國へ輸入せしものは日用必需のものよ

りは寧ろ當時に在りては奢侈品貴重品に多からしめ、從つて其の恩惠を蒙りしものは一般民衆よりは、寧ろ上流若くは武士階級であつたのである。之を要するに幕末に於ける外國貿易なるものは、助長すべき輸出が束縛せられ、制限すべき輸入が比較的自由に行はれ、之が爲め我國民經濟生活發達の道程上に、一大障礙の横つたことを信ずるのである。尤も之に伴ふ利益もあり、當時の國情上却つて幸福なりし點も存するも、是等は後に考ふることとする。

銅劍銅鐸に就いて(二)

梅原末治

五

銅劍銅鐸の特殊の分布狀態が其の全般の性質を

考查する上に重要な基徴をなすのは著しい事實でこの點に於いて銅鐸と頗る相似た處がある。私は嚮に銅鐸に關する調査を試みた際に、鐸の形式の